

平成12年度 第2回宇都宮市環境審議会会議録

- 1 開催日時 平成13年2月23日(金)午前10時30分から12時10分
- 2 開催場所 宇都宮市本庁舎 14D会議室
- 3 出席者 【委員】遠藤和信,福田久美子,真壁英敏,柳田 孝,藤本信義,小林幹夫,青木章彦,阿部 昭,小林正憲,黒崎道男,遠藤孝一,藤井夏江
【事務局】檀淵環境部長,他13名
- 4 公開・非公開 公開
- 5 傍聴者数 4名
- 6 議 事
 - 1 報告事項
 - ・第1回審議会における主な意見等について
 - 2 審議事項
 - ・新たな条例において考えられる柱立てについて
 - 3 その他

7 会議の状況

藤本会長：第2回環境審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。前回の会議におきまして、市長さんより「宇都宮市の環境行政のあり方」に関しまして諮問をお受けし、具体的な協議に入り、委員の皆様より貴重なご意見等をいただきました。本日は、第1回目のご意見等を踏まえながら、さらに前に進める形で、新たな条例に盛り込むべき考え方や内容等につきまして、ご協議をしてまいりたいと思います。時間は1時間30分を予定しております。委員の皆様の積極的なご協力により進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は会長にお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

藤本会長：それでは、まず、報告事項に入る前に、前回の会議においてご指摘のあった環境行政のあり方という部分につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：「本市の環境行政のあり方に関する基本的認識について」説明

藤本会長：補足説明をいただいたのですが、ご意見があったらお願いします。

遠藤（和）委員：まず第1点の環境問題の動向ということで、最後の方で「自らの行動を環境への負荷の少ないものに変えていくこと」というような、行政側から各個人に対して求めるような表現になっています。これから求められるのは、社会の仕組みを変えることと同時に意識を高揚することの二つが必要になるわけですから、表現としては、社会の仕組みを変えるということが非常に重要になってくると思います。ですから、仕組みと意識の高揚とで社会全体を環境負荷の少ないものにもっていくという意志を出さないと、市民へおんぶに抱っこで、市民の皆さんに環境への負荷の少ない行動をしてくださいという一方的なことでは不足しているのではないかと思います。それが第1点目です。次に3項目で環境行政の方向性の中に概念的には良く解るのですが、例えば、交通対策とか環境に配慮したまちづくりとかも当然含まれてくると思います。ですから、基本的認識の中にそういうことも当然含んでいることを是非入れておいたほうが良いのではないかと思います。

藤本会長：是非基本的認識の中に入れていただきたいと思います。また、この辺については、その後の環境基本計画のあり方のところで議論を深めていきたいと思えます。

小林（幹）委員：今の意見と同じになると思いますが、環境問題の動向の部分で、「私たちが」でなくて「私たち、市、事業者、市民が」というように、「私たち」の主体が解るような表現を補うと意味が明瞭になってくると思います。

藤本会長：この辺のところを補ってもらいたいと思います。

青木委員：この文章は、条例が出来た時の前文に係る部分ではないかと思います。そうすると宇都宮市の特徴ということで、総括的な言葉でまとめると解りやすいと思います。具体的には自然環境の概略、人と自然との関わりといった宇都宮市の事情を述べるということです。例えば他市の例では、前橋市では赤城山、利根川などが出てきます。そういう自然も含めて守っていくという意味合いで、自然及び社会を改革するような言葉が入ってくるといいと思います。

藤本会長：今ご指摘の部分は大切な部分でありますので、条例の審議の中で高めていきたいと思えます。

阿部委員：今回条例を改正しなくてはならない根本的な狙いというか動機については、前回から改善されてきていると思えます。環境範囲がだんだん変わってきているというのは大切な視点で結構なことであると思えます。旧来の条例の中では特に第10条のところ、文化環境の問題として捉えていたものが、新たな条例の中には、その部分の項目が見えない。範囲が狭められているということで、この点はこれからの審議会の中で是非ご注意ください。

藤本会長：今の意見は、環境の捉え方に対する議論であると思いますが、その辺のところも是非条例に反映させるべきだというご意見だと伺いました。

福田委員：宇都宮市の環境条例の位置付けは、上位計画として、総合計画があり、その下に環境管理計画があります。川崎市の例を見てみると、環境基本計画の中に、安全なまちづくり、快適なまちづくり、循環型のまちづくりが大変大きな視点で、環境基本計画そのものが位置付けられています。宇都宮市の条例見直しも、その辺の考え方を十分議論していく必要があると思います。もう1点は、文化の範囲という点が前回の条例には盛り込まれているという話がありましたが、福祉の視点から見たまちづくりという点からも見ていくべきだと思います。

藤本会長：具体的な議論を進めていく中で、認識の上でもさらに補足が必要になると思われませんが、その辺は建設的な議論をしていく中でやっていきたいと思います。まだ意見のある方もおられると思いますが、報告事項の「第1回審議会における意見等について」に進みたいと思います。

事務局：「第1回審議会における意見等について」について説明

藤本会長：前回の会議録をさらに要約した形で報告がなされたわけですが、何か修正はありますか。

藤井委員：現在、外国人が住み着くなど国際的になり、交流や情報交換が出来るようになってきたので、国際的なことや地球規模のことを付け加えていただきたい。さらに、青木先生が言われるように、宇都宮市独自のものを打ち出せたら、より市民に親しみの持たれるものになると思います。

藤本会長：国際協力と宇都宮市らしさについては、これからの新条例の柱立ての中で検討していきたいと思います。「前回の主な意見等について」は、これによろしいですか。

委員全員：了解

藤本会長：それでは、第1回の内容については、ご了解いただけたと思います。次に、審議事項の「新たな条例において考えられる柱立てについて」に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：「新たな条例において考えられる柱立てについて」について説明

藤本会長：骨子の構成及び内容についての説明でありました。P11に全体像ということで、4つの大項目に分けられています。これについて、審議会の設置以外の

総則，基本方針，基本施策の3つについてご意見を伺いたいと思います。先程ご意見をいただいた市の特徴 自然環境との関わりについては，総則あるいは，総則の前に前文がありうると思いますが，その部分でのご意見かと思います。また，交通対策は環境に配慮したまちづくりに，福祉等は基本施策に関する部分というような位置付けが可能であろうと思います。また，国際協力に関しては推進策に関する部分だろうと思います。市の方でご用意いただいたのは，このようなことだろうと思います。まだまだ見えない部分が一杯あると思いますので，是非活発なご議論をお願いいたします。

青木委員：P 11の構成図に関する部分で，まず前文を付け足して欲しいというのが第1点。次に「環境の保全及び創造に関し重点的に推進する基本施策」この部分に関しては「施策」なのか「目標」なのか前回から議論されている部分なのですが，まだはっきりしない。この部分は「基本方針」とすると非常に解りやすいのではないかと思います。4つの「基本方針」に従って「基本施策」があり，その下に「環境基本計画」を作って個別施策を実行するという流れが出来てくると思います。今のように「環境の保全及び創造に関し重点的に推進する基本施策」と「基本施策を総合的に効果的に推進するための施策等」と施策が2つ並んでいるのは解りにくいと思います。

藤本会長：前文は市としての位置付けにあたる部分だと思います。「基本施策」の分け方ですが，第2で具体的な「基本施策」を示し，第3で「基本施策」を推進するためにどういう施策を取るかということで，位置付けは一応ははっきりしていると思われま。ご意見の「基本方針」という部分は，「総則」の「基本理念」の部分で，前回の議論で理念と方針がはっきりしないという意見が出た部分の扱いということでしょうか。

青木委員：そうではなくて「総則」とは別に「基本方針」という項目が是非必要になると思います。「基本方針」に従って「環境基本計画」があって，その下に個別計画という枠組みですと解りやすいと思います。ここに挙げてある「環境負荷の低減」などは「基本方針」であると思います。その「基本方針」を実現するために，第3に挙げられている個別の施策があるという位置付けだと思います。基本施策と個別施策だけの組み合わせよりも，基本方針と基本施策と個別施策の組み合わせの方が，解りやすくまた枠組みとしてもいいと思います。

藤本会長：「基本方針」に当たるものが，「環境負荷の低減」の部分であるということですか。

青木委員：そうです。「環境負荷の低減」あるいは，そういう「まちづくり」をしますというのは，施策でなくて方針だと思います。そこを明確に分けた方がいいと思います。

藤本会長：関連してご意見ございますか。

小林（幹）委員：資料2に関連して、具体的な中味と照らし合わせてどういう位置付けなのか解りにくい点があります。資料2の左側に関連計画というのがあります。例えば、そこに「緑の基本計画」というのが都市開発部にあります。また、「自然生態系に配慮した河川整備」が下水道部にあります。これらと、今策定中の条例との関係はどう捉えたらいいのかということです。具体的には、「緑豊かな自然環境を守り」「緑あふれる環境の形成」という表現がいたるところに出ている。「自然生態系に配慮した河川整備」という表現もあります。これらは具体的な状況を考えて現場では矛盾することが多数ある。こうしたものを序列をつけて総合的に管理していくか、あるいは相互に調整を図って統一見解を持って進めていかないといけないと思います。例えば、具体例として、あるところに林があったとします。段丘状に流れている河川を10年計画で個別に整備するとする。そのために林を開伐し、その後に樹木を植えれば緑豊かな環境が出来るのではないかとというようなことが宇都宮市内でもあちこちで行われている。樹木を切らないで自然生態系を保全しながら下水道計画をやっていくことは可能であると思います。委員の皆さんの身のまわりでも至る所でおかしいなと思うことがあると思います。切られた樹齢を見ると40年～60年です。ハンノキなど成長が早いといっても50年～60年は経っているはずです。そうした樹木を伐採して緑を植えるというやり方をとっているわけです。こうした具体的な状況を考えて、つき合わせて考えると矛盾することがあるのではないかと疑問を持ちます。何処が問題なのかなと思ってみると、資料2の緑の基本計画をやる部門と下水道をやる部門とがバラバラに進行しているのではないかと疑問がおこったのです。そのあたり、どこかで統一されているのかどうか説明をお聞きしたい。

事務局：例えば、都市開発部で「緑の基本計画」を定めまして、その後実施計画等の下位の計画が策定されていくわけです。ですから、下水道部の方で「自然生態系に配慮した河川整備」をやっていく上では、里山の保全など「緑の基本計画」を策定した都市開発部や、あるいは文化課など、全庁的な関連部局との調整を図りながら事業が進んでいくものであります。

小林（幹）委員：緑の基本計画は現在策定中ということなら、現在進行中であるという点でこの条例と同じだと思います。その基本方針を作る段階で別々に手順が定められてしまうならば、食い違いが生じるなどして、末端の現場でいくら調整しようとしても手直しができないと思います。また、実際そうしたことが起きているのだと思います。同時進行的に基本計画が作られる場合、どこがそれを束ねていくのか、どこで調整が図られるのか説明していただきたい。

藤本会長：その辺のところの説明をお願いいたします。

事務局：これまで庁内の検討で、条例の位置付け、あり方、影響については、ほとんどの部を巻き込んでやってきましたので、宇都宮市の望ましい環境のあり方を実現するための今回の条例の見直しによって、環境の保全と創造に関する部分に関しては、現在ある個別の条例の変更が必要になる場合や、他の計画にも影響を与える場合もありえるということは、全庁的に合意しているところであります。環境部の条例だから他の部は関係ないということは無いと考えています。

小林（正）委員：青木先生や小林（幹）先生の意見に対して、私の意見を申し上げたいと思います。1点目として、青木先生の体系に関する意見に対しては同じ意見であります。もう1点目は、今回の環境基本条例をつくるにあたっての庁内の関係部署を巻き込んだ検討委員会というものが、今後も継続していくものかどうかお聞きしたい。つまり、条例ができた後も、庁内の横断的な検討組織というものが制度として存続していくものなのかどうか、またその点どう考えているのか伺いたい。

事務局：今回の条例の考え方を受けて計画を作っていきます。計画を作っていく段階では全庁的に巻き込んでやっていく中で整合性を図っていく予定であります。基本計画を作ってから、計画の進行管理のために委員会を設置してまいります。

藤本会長：今の話ですと、条例が出来てからとのお話でしたが、条例自体に環境施策調整会議というようなものを、環境審議会とは別に設置するという提案もありえると思います。

小林（正）委員：川崎市などでは、環境調整会議みたいなものがあります。そういうものをイメージしてやるつもりがあるのかどうか。制度として横断的なものを考えて、中長期的な計画はもとより、短期的なものでも、個別的にバッティングする部分は担当レベルで調整するにしても、そういった横断的で組織的な制度を基本条例の中に盛り込めればいいのかと考えております。そして、これまでの環境行政やまちづくりに欠落していた、右の手と左の手で別のことをやっているという縦割りのことを、この環境基本条例の中で、出来る限り横断的な組織を作ることによって解消していけたらと私は基本的に考えておりますが、その考えがあるかどうかということです。

事務局：今までの、個別の大規模開発を伴う事業については、庁内のどの位のポストが該当するか事業規模によって違ってくるのですが、基本的にはワーキングレベルから課長レベルを介して、部長級の会議と合意を得ながら進めているのが実情であります。そういう中でそれぞれのセクションの意見を入れております。今回の環境保全条例の見直しに当たりまして、今のところイニシアチブは環境部がとっておりますが、今日ここに持ち上げるまでの経過を申し上げますと、

最終的にはほとんどの部長が入った中で一定の理解を得て、先生方にお示ししているという経過をとっています。従いまして、この条例見直しに当たって、他の部長に対してその影響力がどの程度あるかということでは私の受け止め方では、同じ共通理解のもとで進められているとの認識を持っています。今後、この条例が実効性のあるものとする調整会議については、これまでイメージしていなかったもので、これからの検討材料としたいと思っております。

小林（正）委員：環境調整会議というようなものがなぜ必要かと言えば、今のようなライン的な話になると情報公開がされないという問題があります。ですから情報公開という問題で環境調整会議を考えていくことが必要になってくる。これまで密室の中で行われて市民が知り得なかった、あるいは終わった後に情報公開で請求しなければならなかったことが、同時並行的に情報提供ができるということもその中で考えていくべきものと考えています。そのために、その点を提案したいと思います。もう1点基本的な部分として、「環境権」という言葉を前文なり総則なりで、実質的にはともかくとして、事務局は使うつもりがあるかどうかお聞きしたい。

事務局：事務局としては考えておりませんでした。

小林（正）委員：「環境権」という言葉は、実質的に同じ内容があるにしても、この言葉は絶対に入れて欲しいと思います。

藤本会長：使わないという積極的な理由はあるのですか。

事務局：他の自治体でも条例制定に関しましては「環境権」について検討している事例がありまして、それによりますと、「環境権」に関しましては定説が無いという判断でありまして、「環境の恵沢の享受」というような表現において、それに近い考えを示しているというような状況であります。「環境権」につきましては、ご提案もありましたので、今後検討してまいりたいと思います。

小林（正）委員：検討結果を踏まえた中、お話をまた聴かせていただきたいと思います。

遠藤（孝）委員：小林（正）先生の、庁内での調整会議の位置付けを条例の中にしっかり入れるという考えには賛成であります。今まで市の計画等に直接間接関わってきた印象では、その辺がしっかり動いていかないと、条例も絵に書いた餅に終わってしまうと思います。もう1点は、環境影響評価についてですが、ここでは環境影響評価の推進となっております。県にも条例がありまして、これはある程度の大きなものしか網羅されていませんので、小さいものについては県の条例から漏れてしまいます。そういう意味では、この条例の中で、環境影響評価の推進でなく策定ということできちんと条例をつくっていただくことが

必要でないかと思えます。そういうことで、庁内の調整会議で全体的に各部の意見を調整し、大規模なものについては、環境影響評価の中でやっていくということがないと、せっかくいいものを作っても絵にかいた餅に終わってしまうと思えます。

藤本会長：現段階では「推進」で留めておいていいのではないかと思えますが、この部分はペナルティーの有る無に関わる部分で重要になってくるご意見だと思えます。

柳田委員：ここを開発したいというのがあると、調査してもこの自然を残せばよいという答申になって雑木を切ったりという話になるのだと思えます。今、宇都宮市がどうなっている状況なのかという動植物などのアセスのデータを定点観測することをやって欲しいと思えます。これを20年くらい続けると変化がよくわかると思えます。アセスに関しては全部環境部で情報を握って資料はそこから全部出るという形になれば、開発の時にどれを守るのかの意見がはっきり言えると思えます。環境が大切だという時のデータができると思えます。現在はどうなっているかといえば、例えば、鶴田沼の調査は公園緑地課でやっている、また別な調査は教育委員会だというようなバラバラでなく、データベースだけは環境部の方で保管できる形がとれば、判断も早くなると思えますので、この辺の考え方を条例に織り込んで欲しいと思えます。

藤本会長：今の意見は「重点的に推進すべき基本施策について」の「3 自然環境を保全すること」の具体的な提言ということだと思えます。

遠藤（和）委員：6項目ほど要点だけ申し上げます。市・事業者・市民のパートナーシップという意見が青木委員から出ましたが、その辺は各役割、事業者の責務、市民の責務、また三者の協働という項目も入れていただきたいと思えます。上位として市の第4次総合計画があるということなのですが、実際地球規模で環境汚染が進行しておりますので、例えばCO2の削減についても国の方から指示があるだろうし、そういうことを積極的に進めていかなければならないだろうし、第4次総合計画が上なんだということではなくて、対等くらいの位置付けにして、広く積極的にやるのだという位置付けにして欲しいと思えます。また、市民参加ということいろいろ報告するということですが、条例の中に、最近一般企業で行われている環境レポートを年1回、宇都宮の環境はこうですよというものを、市民側へのアピールとして述べてもらったほうがいいと考えます。また、先程環境アセスの話が出ましたが、今後大きな事業を行う場合は、戦略環境アセスという計画段階からA案B案C案D案と情報を出しながら、政策の方向付けをしていくということについてどう考えているのか。条例の中にそういうことが盛り込めないのだろうか。今後広域行政が問題になってきますが、国と他の地方団体との協力ということで、是非近隣広域行政との環境改善活動

とか、ごみ減量活動とかをやっていく施策など方向付けをしておいた方がいいのではないかと思います。それと各項目の施策の中で、前回発生抑制が最優先ですという話があったのですが、出てくる内容は、あくまで出てきたものを適正処理したりリサイクルするという内容が施策の中で述べられていて、もっと発生抑制を強調してうたっていった方がいいのではないかと思います。以上です。

藤本会長：パートナーシップはそれぞれの共通下地の中で考えているのか、第3の推進策でも市民参加ということは出てきていないので、第3の推進策あたりで、もう少し展開されてもいいのではないかと思います。

遠藤（和）委員：市・事業者・市民の協働ということを総則の中でいれていただいた方がいいのではないかと思います。

藤本会長：それと、年次報告的な提案もあったのですが、これは10ページの6番の情報提供で、具体的なものが自然環境のガイドブックとありますが、市の環境行政は1年間何をやったか、どんな成果をあげて、どういう課題が残されているか、その辺のところを公開しながら、なおかつ市民の議論に供するというのが大切かと思えます。

遠藤（和）委員：環境報告を兼ねた環境シンポジウムのような、市民の意見を聴くような形を施策の中で盛り込んでいただきたいと思えます。

藤本会長：条例の中で環境月間の制定ということも考えられると思えます。また、環境アセスの問題など貴重な情報をいただきました。総合計画と対等という点では私も意見があるので、後ほど意見を述べたいと思えます。

青木委員：3ページなのですが、条例が目指すものとありまして、次に基本理念とありまして、その間に言葉の定義を載せますと後で説明がしやすいのだろうと思えます。環境の負荷とはどういうものであるのかといった言葉の定義があると、後の説明がよりしやすいのだろうと思えます。次に5ページ目に、各主体の責務とあるのですが、いろんな条例を見ていると、市の特徴が出るのは市の責務の部分です。資料ではサラッと書いてありますが、市が実現したいところですから、宇都宮市としてやりたいことを積極的に盛り込むべきところだと思います。例としまして、パートナーシップというのがあると思えます。市として市民、事業者支援しますよという項目が入るといいと思えますし、また広域的な、近隣市町村や国との連携も進めましょうという市の特徴も市の責務のところに出して欲しいと思えます。3番目として6ページですが、私が申し上げた基本方針とも関係するのですが、これ以降は基本施策だとしますと、基本方針を明確にする必要があると思えます。例としまして6つほど、最後に「まち

づくり」という言葉が入るのですが、「生活環境に関すること」「自然環境に関すること」「文化に関すること」「地球環境に関すること」「パートナーシップに関すること」「資源循環型社会に関すること」以上私が考えているのは6つなのですが、今申し上げたのは平板的なことですが、ここにプラスアルファとして宇都宮市の特徴が出せると思います。里山が宇都宮市の大事な資源であり、人の快樂であるなら、里山の保全について、それに配慮したまちづくりを行うということで特徴が出せるのではないかと思います。

福田委員：位置付けについて様々出されていると思いますが、どこに位置付けるかということでは、もとを知らない議論になっていかなないのではないかと思います。今、庁内検討会の中で長い時間をかけて位置付け等も検討されてきたのだらうと思いますが、この審議会で覆しているものかどうか私には解らないのですが、その辺の出発点はどうなっているのでしょうか。私たちは、その位置付けから出発したいと意見が今までの議論の中で多数出ていると思います。

藤本会長：審議会の位置付けということでもあるかと思いますが、市が議論してきたことをここで覆すことができるかどうかということではなく、私たちはあくまで一般市民として、行政とは距離をとりながら、行政のたたき台を市民の立場で検討するということだと思えます。ですから、覆せるかどうかという問題の立て方はしていないということです。

小林（正）委員：それに関しては、たたき台にとられる必要は全くないと思います。ここで作ったたたき台が、事務局のたたき台と全く違ったものになったとしても、それはしょうがないと思います。それで事務局がどう判断するかはまた別だと思えますし、市が審議会の意見に拘束される必要はないと思います。審議会は決定機関ではないと思います。

藤本会長：その通りだと思います。ただお互いに勉強し合うという関係があると思えますし、行政の方から情報をもらいたいと思えますし、また行政の方でも我々の意見を聞いて欲しいと思えます。その辺のやり取りが重要だと思います。

小林（正）委員：3回目に市民の意見を聞くという予定が入っているわけですが、現実的に今日の議論でも、市が基本的に出している考え方については、方向性について、この審議会でもいろいろな意見が出ています。また、市民代表から意見を聞くとしても、色々な聞き方があると思えます。もっと市民レベルで生の意見を聞く意味では、単に代表者に意見を聞き置くという形よりも、先程遠藤（和）委員から提案があったように、シンポジウムという形で参加者と市当局、あるいは審議会委員がいろいろやり取りをする中で、これについての問題点を深めていくというシンポジウムの外的意見の聞き方もあると考えていますので、その辺のところを検討できないかということで、ご提案申し上げます。

藤本会長：3回目の審議会に外部の意見を聞くことになっていますね。

小林(正)委員：住民代表というか市民の意見を聞く機会があると思いますし、また設けるべきだと思いますが、聞く方法というか形式ですが、単に代表が意見を述べて、参考にしますと終わりにするのか、あるいは環境委員会の事務局レベル、あるいは審議会のレベルで意見の応答を繰り返しながらまとめていくかの問題だと思うのですが、単に意見を聞くということだけでなく、シンポジウムという形でやっていくのがいいのだろうと思います。そうするとそこに参加する不特定多数の人たちのそれなりの意見が出てくる、いわゆるどここの代表の意見ですよという形ではなくて、いろんな人の意見を聞くということが必要なのではないかと思います。

藤本会長：条例制定から基本計画からの流れの中で、今のような意見を取り上げていただきたいと思います。

事務局：先程の市民意見の聴取ということですが、次回に市民をお呼びするというだけでなく、インターネットや広報紙で、市の意見を提示した上で、市民の方々から意見を伺っております。それを市民の意見ということで、専門的な意見と並行して審議会の中で協議という形での進行を考えています。

藤本会長：実際にはそういうことだと思いますが、それとは別に検討していただきたいと思います。

遠藤(孝)委員：7ページの3番「自然環境を保全すること」、4番「人と自然との共生、創造を図ること」ということがあがっておりまして、趣旨としては大変いいと思いますし、こういうものを十分に反映していただきたいと思います。ただ施策の例といたしまして、3つ4つあがっていますが、その中で言葉で気になるのは、「自然生態系に配慮した河川整備」とか、8ページには「親水空間の整備」というように、施策を見ると、整備をすることが保全や創造を図ることであるとの印象がしてきます。自然環境を保全することは、基本的に動物・植物の生態に合わせて管理するということだと思いますので、この辺の認識についてズレがあるのではないかと思います。どうしても整備が必要な時は、生態系に配慮した整備をすれば負荷が減るのだからいいことなのですが、ただ積極的にすることではないと思いますので、その辺の考え方を趣旨の中に変な形で入れていただきたくないなと思います。

藤井委員：農地という言葉が1つだけあがってきているのですが、こういうふうにあがってみますと、何かしなくてはならないという気がしています。先程、部長が集まって何かするというお話でありましたが、部長さんの中には、全く環境に

無関心の方もいると思います。例えば、総合グラウンドにある池をキレイにしようとなると、ブルドーザーが入って魚や虫など一切お構いなしにきれいにして、木は全部移動したり切ったりしてしまい、少々植えて緑豊かななってしまう。そして農地が入ると、農地は余っているから減反させようということで、このあいだ、市の人が集まって農業やっている人に減反を勧めていたのですが、そういう人が「農業やりたくないよ」という言葉がでてきてしまうのです。そういうふうにならないような方向づけをよろしくお願いしたいと思います。

阿部委員：先程いったことの繰り返しなのですが、環境というのは自然に負う比重が大きいことは十分解ります。どうもご検討いただいた中には、単に自然だけでない景観の問題であるとか、生活環境の問題に関するところとか、そこのところの配慮が欠けていると思います。もう少し再考していただきたい。

藤本会長：私も少し意見を述べたいと思います。端的に言うと環境条例の質を高める必要があるなと思います。それはとりもなおさず、環境基本計画にも影響してくることだと思います。これまでまちづくりに協力してきているという立場からすると、今まで意見として出てきたことなのですが、環境に配慮したまちづくりという中で、交通施策の問題もあるし、開発事業に伴ってどういうことをやらなくてはいけないかという問題もあります。私の専門分野である建築そのものについても、CO₂の発生原因はだいたいあるわけなのですが、そういう問題だけでなく、都市計画のこともあるし、水も水質ということだけでなく、宇都宮市全体の中での水の循環ということもあるだろうし、緑豊かなという時の緑を残すということだけでなく、もっと積極的に街中緑化を進めるということもあるだろうし、新エネの話はちょっと出ていましたが、保全と創造という両面を併せたような条例であるべきで、そうすると先程遠藤（和）委員から第4次総合計画と対等位なというお話があって、私も正にその通りだと思うのです。この環境基本条例が他の条例、たとえば、ポイ捨て条例などを越えてるということだけでなく、市が市民生活の向上のためにいろいろな施策を展開しているわけですが、特にその中で環境に影響を与えるあるいは与えることが予想されるような施策については、この条例が上位にあるような、あるいは基本であるような位置付けでないと、横並びでどう関連付けるかという話ではないと思います。むしろ、まちづくりの基本にあるような、先程環境権という言葉は使いませんというお話ですが、安全で快適な環境の中で暮らすというのは、基本的人権であると思いますので、それ位質の高い条例にもっていきたいというのが、会長としての願いであるということです。それに関する議論が今たくさん出てきているということで、この辺のところも是非次回継続して審議していただきたいと思います。是非、よろしく願いいたします。

その他として事務局ありますか。

事務局：次回の審議会の日程についてご説明いたします。3月22日、木曜日になります

が、10時から14A会議室で予定しております。改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

青木委員：個別施策につきましては、いくつか案がありますので、事務局に提案してよろしいでしょうか。

事務局：十分参考にさせていただきますが、この審議会の中で、施策についてどうこう言うのではなく、基本計画の中で改めましてご審議していただく機会もあると思います。先生の方で提供頂けるのであれば、頂きたいと思います。

藤本会長：事務局の方をお願いしたいことなのですが、中核都市あるいは県庁所在地で環境条例を作っているところで、特に特徴的なものを審議会で検討していきたいということがありますので、あまり整備されたものでなくて結構ですから、用意していただけたらと思います。

事務局：特徴的なというのはどの時点のものをいうのですか。

藤本会長：先程も出ていたと思いますが、政策調整会議を設けるとか、あるいは罰則規定を設けるとか、環境月間を設けて市民の声を聴くとか、そういう意味で特徴的なところがあると思います。

遠藤（和）委員：先ほど小林（正）委員の方からありましたシンポジウムという市民の声を聴くというのがありましたが、素案や方向について、どんな段階でやるのかということ事務局の方で検討していただいて、次回にこういう形でやってはどうかと具体的に素案を出していただければ、よろしいかと思います。

藤本会長：その辺はどうでしょうか。審議会としてシンポジウムの開催とかの具体的な話をするのは早過ぎると思います。

真壁委員：早過ぎると思います。

遠藤（和）委員：審議委員の皆さんに考えていただいて、タイミングがよければ是非ということをお願いします。

小林（正）委員：特徴的な条例ということで、広島市と岡山市が一番最近にできた条例だと思いますので、是非2つ入れていただきたいと思います。

藤本会長：時間もオーバーしてしまいましたが、熱心なご討議ありがとうございました。